

第4章 計画の体系（基本目標と施策の方向性）

1 基本理念（目指す方向）

- 困難な問題を抱える女性一人ひとりの人権が尊重され、女性であるがゆえの生きづらさを抱えない社会を目指す。

- 困難な問題を抱える女性に寄り添った支援、本人の自己決定や自己選択を尊重した支援を通して、女性のエンパワーメントの実現を目指す。

- 県や市町村、民間団体等の連携により、全ての女性が安心して、かつ、自立して暮らせるための支援体制を充実する取組を進める。

2 施策体系

基本目標Ⅰ 女性の人権が尊重される社会づくり

重点目標1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成

《施策の方向性》

- (1) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発
- (2) 女性に対する暴力根絶のための意識啓発
- (3) 女性の人権・生と性を守るための予防教育・啓発

基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性が相談しやすい環境づくりと切れ目ない支援

重点目標2 相談窓口の周知とアウトリーチなどによる早期の把握

《施策の方向性》

- (1) 相談窓口や活用できる施策についての広報強化
- (2) SNS等を活用した多様な相談支援
- (3) 民間団体や関係機関と連携した居場所等の提供

重点目標3 発見から相談支援への適切な繋ぎ

《施策の方向性》

- (1) 困難な問題を抱える女性を発見した場合の情報提供、助言、同行支援等の適切な対応
- (2) 妊娠・出産・子育て等への切れ目ない支援
- (3) 子ども・若者への相談支援
- (4) 生涯にわたる女性の身体的・精神的・社会的な悩み等への相談支援

重点目標4 支援対象者に寄り添った相談支援

《施策の方向性》

- (1) 妊娠・出産・子育て等への切れ目ない支援【再掲】
- (2) 子ども・若者への相談支援【再掲】
- (3) 生涯にわたる女性の身体的・精神的・社会的な悩み等への相談支援【再掲】
- (4) 女性一人ひとりの希望に応じた就業支援
- (5) 専門的な機関との連携による支援
- (6) 女性相談支援と児童虐待対応の連携推進
- (7) 一時保護体制の充実
- (8) 地域での生活再建・自立に向けての支援

基本目標Ⅲ 県、市町村、関係機関・団体等の連携による包括的な支援体制の充実・強化

重点目標5 女性相談支援機関の機能強化

《施策の方向性》

- (1) 県による市町村への情報提供等支援
- (2) 女性相談センター等による専門性向上
- (3) 市町村の相談支援機能の強化と庁内連携の促進
- (4) 各相談支援機関における組織強化と支援の充実

重点目標6 民間団体との連携・協働の推進

《施策の方向性》

- (1) 民間団体との連携・協働の推進
- (2) 民間団体の育成・活動支援

重点目標7 関係機関との連携体制の充実

《施策の方向性》

- (1) 関係機関の連携体制の充実
- (2) 支援調整会議の設置促進

3 基本目標

【基本目標Ⅰ】女性の人権が尊重される社会づくり

女性が困難を抱えることによって、自己肯定感や自己決定権が失われやすい状況におかれる背景には、女性を取り巻く社会の構造的な問題があることを理解し、女性であることを「生きにくさ」としない人権尊重の社会づくりに向けた取組を進める必要があります。

女性が自分のために生きる力を取り戻せるよう、成長段階に応じたエンパワーメント教育や啓発に取り組みます。

また、女性が、思春期の心と体、妊娠に適した年齢などについて正しい情報を入手し、妊娠や出産について自由に決定できるために、若年層からの「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ¹⁴)」の視点に基づき、命の大切さや正しい性知識の教育・意識啓発などの取組を進める必要があります。

女性本人の意思が尊重されながら、被害等から回復し、安定的な生活を営めるよう、学校や職場、地域等、様々な場面において女性の人権を尊重する意識を高めるとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶等に向けた予防教育や普及啓発を進めます。

さらに、支援対象者自身が直面している問題に気づいていなかったり、なかなか相談する気持ちになれないなどの理由で、SOSを発信することができずニーズが潜在化している場合であっても、周囲が変化に気づき、支援の手が差し伸べられるよう、支援者への意識づけにも取り組みます。

《重点目標》1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成 (施策の方向性)

(1) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発

○家庭、学校、職場、地域社会における個人の尊厳と男女平等の意識の醸成等を図ります。

(2) 女性に対する暴力根絶のための意識啓発

○人権尊重、個人の尊厳を傷つける暴力を許さない県民意識の醸成のための教育・啓発を強化します。

(3) 女性の人権・生と性を守るための予防教育・啓発

○子ども自身が生きる力を身につけるため、発達の段階に応じた心や体の健康等に関する正しい知識の習得や自己決定を促す教育、子どものSOSの出し方に関する教育を推進します。

○子どもが命の大切さを知り、人工妊娠中絶や望まない妊娠、性感

¹⁴ リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

染症の予防等について正しい知識を身につけるための学校における指導の充実を促進します。

- 若年層への暴力にかかる予防教育・普及啓発を強化します。
- 児童生徒・教員への啓発や相談窓口の周知啓発を強化します。
- インターネットに潜む危険に対する教育に取り組みます。
- 児童生徒が「性犯罪・性暴力に対して適切な行動がとれる力」を身につけるための予防教育を強化します。
- 児童買春、児童ポルノ、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律の周知を図ります。
- 中高生から社会人まで幅広い年齢層の男女に対して、性や妊娠、子育てに関する正しい知識を身につけるためのプレコンセプションケア¹⁵を推進します。

¹⁵ プレコンセプションケア：女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組。

【基本目標Ⅱ】 困難な問題を抱える女性が相談しやすい環境づくり と切れ目ない支援

女性が抱える困難な問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、家族との関係性の悪化や孤独感、子育ての悩み、経済的な困難、障がい、住居問題等多岐にわたっており、最初にたどり着く可能性のある支援窓口も様々であることが想定されます。

困難を抱える女性が頼り、相談できる身近な居場所や相談支援機関について広く周知するとともに、困りごとを困りごとでなくしていくための支援体制として、県女性相談センターや市町村の女性相談窓口、福祉事務所、児童相談所、保健所、医療機関、警察、学校、民間団体など、困難を抱える女性への相談窓口や制度について積極的な周知に努めるとともに、日頃から顔の見える関係で情報を共有し、支援対象者の意向に配慮しながら十分な連携を図り、必要な支援が行えるような関係づくりを進めます。

また、困難な問題を抱える女性が置かれている状況は多様であり、生活や心理面で多くの不安を感じながら相談していることから、いずれの相談窓口や支援者においても、発信されたSOSを真摯に受けとめるとともに、不適切な対応によってよりさらなる被害（二次被害）が生じることのないよう、支援対象者の置かれている環境や心身の状況を理解し、人権を尊重した支援を行うための研修等の取組を進めます。

《重点目標》2 相談窓口の周知とアウトリーチなどによる早期の把握 (施策の方向性)

- (1) 相談窓口や活用できる施策についての広報強化
 - ホームページや新聞等、リーフレット・相談カードの配置等による相談窓口の周知等の充実を図ります。
- (2) SNS等を活用した多様な相談支援
 - 子どもと家庭電話相談、女性のための相談窓口などの身近な相談体制を整備します。
 - 民間団体が行っているSNS相談の活用方法等について検討します。
- (3) 民間団体や関係機関と連携した居場所等の提供
 - 民間団体や関係機関と連携した居場所等の提供に向けた検討を進めます。

《重点目標》3 発見から相談支援への適切な繋ぎ (施策の方向性)

- (1) 困難な問題を抱える女性を発見した場合の情報提供、助言、同行支援等の適切な対応
 - 困難な問題を抱える女性を発見した場合の情報提供、助言、同行支援等の適切な対応を行います。

- (2) 妊娠・出産・子育て等への切れ目ない支援
 - 妊娠・出産などに関する支援を促進します。
 - 子育てに悩みを抱える女性への相談支援を促進します。
 - ひとり親家庭の自立を促進するため、子育て・生活への支援や、就業・経済的な支援などを行います。
 - 生活困窮者自立支援法に基づく相談支援事業の質の確保・向上、経済的生活困窮者の早期自立に向けた体制を整備します。
- (3) 子ども・若者への相談支援
 - 思春期相談や、若年層への相談窓口の周知を強化します。
- (4) 生涯にわたる女性の身体的・精神的・社会的な悩み等への相談支援
 - 中高年期における健康等相談窓口の周知・啓発に努めます。
 - 高齢女性・障がいのある女性が安心して暮らせる環境整備に努めます。
 - 外国人女性が安心して暮らせる環境整備に努めます。

**《重点目標》4 支援対象者に寄り添った相談支援
(施策の方向性)**

- (1) 妊娠・出産・子育て等への切れ目ない支援
 - 妊娠・出産などに関する支援を促進します。【再掲】
 - 子育てに悩みを抱える女性への相談支援を促進します。【再掲】
- (2) 子ども・若者への相談支援
 - 思春期相談や、若年層への相談窓口の周知を強化します。
【再掲】
- (3) 生涯にわたる女性の身体的・精神的・社会的な悩み等への相談支援
 - 中高年期における健康等相談窓口の周知・啓発に努めます。
【再掲】
 - 高齢女性・障がいのある女性が安心して暮らせる環境整備に努めます。【再掲】
- (4) 女性一人ひとりの希望に応じた就業支援
 - 女性一人ひとりの希望に応じた就業支援に取り組みます。
- (5) 専門的な機関との連携による支援
 - 医療機関との連携による支援に取り組みます。
 - 心理判定員によるカウンセリングを行います。
 - 法律相談等の積極的な活用による法的支援を行います。
 - 外国人等への相談支援や通訳者の確保に努めます。
- (6) 女性相談支援と児童虐待対応の連携推進
 - 女性相談支援と児童虐待対応の連携を推進します。
- (7) 一時保護体制の充実
 - 一時保護体制の充実に努めます。
 - 相談から一時保護までの支援を適切に行います。
 - 一時保護委託の積極的な活用を努めます。

- 一時保護中における入所者（同伴児等含む）への支援に取り組みます。
 - 民間シェルターの活用についての検討を行います。
- (8) 地域での生活再建・自立に向けての支援
- 日常生活の回復支援に取り組みます。
 - 一時保護後の地域生活移行に向けたステップハウスの提供、公営住宅等の提供、経済的自立のための資金の貸付等を行います。
 - 一時保護所等退所者へのアフターケアを行います。

【基本目標Ⅲ】県、市町村、関係機関・団体等の連携による包括的な支援体制の充実・強化

多様化、複合化、複雑化する困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、中核的な役割を担う県・女性相談センターと、支援対象である女性にとって最も身近な保健・医療・福祉等サービスの実施主体である市町村が中心となり、幅広い関係機関がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携し、早期から切れ目ない支援を包括的に行うための体制づくりが必要です。

支援対象者にとっては、一番身近な市町村に相談窓口があることが望ましい体制ですが、地域によっては相談件数が少ない、女性相談支援員の確保が難しいといった課題があり、こうした課題に対処するため、県として体制整備を支援していくことが求められています。

県は、女性相談センターを困難な問題を抱える女性への支援の中核となる機関として機能強化を図り、市町村や関係機関、民間団体と連携しながら、相談支援の充実を図るための取組を進めます。

そのために、県内のどの市町村においても支援対象者が相談に繋がるよう、困難女性支援法制定の背景・趣旨について市町村の理解促進を図り、市町村における相談窓口の明確化や女性相談支援員の配置、支援調整会議設置等の支援を行います。さらに、市町村の努力義務とされている基本計画の策定について情報提供を積極的に行います。

また、市町村、民間団体等の相談員やスタッフの資質向上を図るために、県が開催する研修会や事例検討会への参加を積極的に呼びかけたり、日ごろから支援者からの相談を受け、助言できる関係づくりを進めます。

そして、それぞれの強みを生かし、柔軟な対応を行う民間団体や専門機関等との連携・協働による（アウトリーチ等も含めた）支援対象者に寄り添い続ける支援体制の構築に向けた検討を進めます。

あわせて、民間団体が安心して活動を行えるための行政による支援の在り方についても検討を進めます。

《重点目標》5 女性相談支援機関の機能強化 (施策の方向性)

- (1) 県による市町村への情報提供等支援
 - 市町村の基本計画策定に向けた情報提供を行います。
 - 市町村の女性相談支援員配置にむけた情報提供、助言を行います。
 - 女性相談窓口の積極的な周知に係る情報提供、助言を行います。
- (2) 女性相談センター等による専門性向上
 - 女性相談支援機関職員の専門性向上研修（事例検討を含む）に取り組みます。
 - 市町村への巡回訪問等による相談援助技術の向上を図ります。

- 市町村の個別ケース検討会議等への参画・助言を行います。
- (3) 市町村の相談支援機能の強化と庁内連携の促進
 - 市町村への巡回訪問等による相談援助技術の向上を図ります。
 - 【再掲】
 - 市町村の個別ケース検討会議等への参画・助言を行います。
 - 女性相談支援のワンストップ化に向けた庁内連携を促進します。
 - 女性相談支援員配置に向けた理解促進を図ります。
- (4) 各相談支援機関における組織強化と支援の充実
 - 女性相談センターが開催する相談担当者のスキルアップ研修への参加を呼びかけます。
 - 相談担当者のピアカウンセリング¹⁶が適切に行われるよう、情報提供や助言を行います。
 - 相談担当者の安全確保、バーンアウト（燃え尽き）防止のためのメンタルヘルスケアが適切に行われるよう、情報提供や助言を行います。

《重点目標》6 民間団体との連携・協働の推進 (施策の方向性)

- (1) 民間団体との連携・協働の推進
 - 行政機関と民間団体それぞれの強み・特徴を生かした支援に取り組みます。
 - 女性相談センターが開催する相談担当者のスキルアップ研修への参加を呼びかけます。【再掲】
 - 相談担当職員の専門性向上研修に取り組みます。
 - 民間シェルターの活用についての検討を行います。【再掲】
- (2) 民間団体の育成・活動支援
 - 民間団体の育成・活動支援に向けた検討を進めます。

《重点目標》7 関係機関との連携体制の充実 (施策の方向性)

- (1) 関係機関との連携体制の充実
 - 県による市町村基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等の把握と情報提供を行います。
 - 行政機関と民間団体それぞれの強み・特徴を生かした支援に取り組みます。【再掲】
 - 関係機関の情報共有と連携強化を図ります。
- (2) 支援調整会議の設置促進
 - 女性相談センターによる市町村の個別ケース支援調整会議開催に向けた支援や働きかけを行います。

¹⁶ ピアカウンセリング：気持ちを軽くしたり前向きな気持ちで課題に向き合えるようにするため、同じ立場の仲間同士で悩みや不安を話し、共感的に聞き合うこと。